

## 全国都道府県を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止の ための「緊急事態宣言」発令に伴う本県支部の対応について

本県支部の事業運営等につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月16日(木)に安倍首相が、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言の発令地域を7都府県から47都道府県に拡大されました。

この緊急事態宣言発令による感染拡大防止の一翼を担うため、本県支部では各種講習の一部中止を含め、令和2年5月31日(日)までの間、下記の対応としますの  
で御理解と御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 各種講習等について

##### 1 各種講習の中止について

4月20日(月)以降、5月末までに実施予定の

- ① 小型移動式クレーン運転技能講習①(4/20～21、4/23)
- ② 足場の組立等特別教育①(4/22)
- ③ 熱中症指導員研修(4/27)
- ④ 丸のこ等取扱い作業従事者教育(4/30)
- ⑤ 高所作業車運転技能講習①(5/7～8、5/11～12)
- ⑥ 締め固め用機械(ローラー)運転特別教育①(5/14～15)
- ⑦ 玉掛け技能講習①(5/21～22、5/26～28)
- ⑧ 職長安責能力向上教育①(5/25)

の講習を中止します。

##### 2 中止に伴う受講料の返金について

4/17日現在で受付中の①～⑥の講習では、既に受講申込があっており、また、受講料の入金も完了しているところから、既に入金が済んでいる受講申込の皆様については、個別に返金先口座を確認するなどして、順次、返金対応を行います。

なお、振込手数料は、本県支部負担とします。

##### 3 講習再開時期について

緊急事態宣言の期間は、5月6日(水)までとなっています。5月中の各種講習は、第1の1で記載しておりますとおりに中止しますが、6月以降に実施予定の各種講習につきましては、平常どおり開講する予定です。6月以降の各種講習受講申込の受付は、5月7日(木)から開始の予定です。

また、受講受付を開始いたしますが、昨今の状況により受講希望者が10人未満の場合は、開講を中止する場合がございますので、お含みおき下さい。

#### 4 各種講習の受講受付等について

通常は窓口優先で受講受付を行っておりますが、今回は、5月中まで対面受付を行わず、郵送のみによる受付とさせていただきます。また、受講料は振り込みのみでお願いします。

#### 5 再交付等

修了証の再交付、書替、また、加入証明書の発行も電話及びFAXのみによる受付を行い、発送は郵送で行うこととしております。

なお、会員の皆様でお急ぎの場合は、個別の対応が必要な場合につきましては、本県支部にご相談下さい。

## 第2 用品販売等

### 1 受付

テキストや安全衛生用品の申込は、FAXによる受付のみで対応いたします。窓口での対面販売等は控えさせていただきます。

また、代金は振り込みのみの対応とさせていただきます。

### 2 販売方法

通常は、本県支部や分会を経由しての引き取りとなりますが、5月末までは、会社直送の場合のみを受付致します。

この場合、送料は申込会員（事業場）の御負担となります。

## 第3 その他

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨機の対応について

今回、全会員の皆様に郵送で本県支部の対応を御連絡いたしました。情勢が刻一刻と変化しております関係上、今後は本県支部のホームページでお知らせす

ることとなりますので、お手数ながら本県支部ホームページの閲覧をお願い申し上げます。

## 2 照会先について

ご不明な点などございましたら、本県支部（0952-26-2779）までお問合せ下さい。

担当 川副 0952-26-2779